

(人ろ-20-B)

平成27年10月1日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局人事局給与課長 春 名 茂

事 務 連 絡

平成27年度人事院勧告後事務総長会見(10月1日(木)実施)における回答  
は別紙のとおりです。

## 平成27年度人事院勧告後事務総長会見(速報版)

番号	大項目	中項目	回 答
1	1 人事院 勧告関係	<p>◎ 2015年人事院勧告・報告の取扱いにあたっては、国公労連との交渉に基づく合意のもとで決定すること。</p> <p>① 官民較差に基づく給与・処遇の改善をはかること。</p>	<p>職員にとって賃金問題が最も重要な問題であり、職員団体がこの問題を最も重視して真剣に取り組んでいることは十分理解しているところである。</p> <p>最高裁としては、職員の人事行政を所掌する立場から、職員の生活が少しでも改善されることを常に望んでいるところであり、これまでと同様、職員及び職員団体と誠実に対応していきたい。</p> <p>本年4月から実施されている俸給表の水準の引下げや地域手当の見直し等を内容とする給与制度の総合的見直しについては、職員の処遇に与える影響は大きいものがあると認識している。</p> <p>本年の人事院勧告は、官民給与の較差を是正するため、俸給表の水準と勤勉手当の支給月数をそれぞれ引き上げることとされたほか、給与制度の総合的見直しの一環として、地域手当の支給割合の引上げ及び単身赴任手当の支給額の引上げをいずれも平成28年4月から実施するとしており、政府は、本年8月7日に開催された給与関係閣僚会議において、人事院勧告の取扱いについて更に検討を進めていくとしていることから、引き続きその検討状況を注視していきたい。</p> <p>人事院勧告の取扱いについて最高裁が国会や内閣に対し働きかけを行うことには、法の建前からくる制約があるが、職員団体の要望は関係機関に伝わるようにしたい。</p>
2	1 人事院 勧告関係	<p>◎ 2015年人事院勧告・報告の取扱いにあたっては、国公労連との交渉に基づく合意のもとで決定すること。</p> <p>② すべての職員を対象とした「フレックスタイム制」の拡大は行わないこと。また、労働組合の合意がないまま勤務時間の変更を行わないこと。</p>	<p>今回の人事院勧告において、勤務時間に関し、平成28年4月から、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充するよう勧告が行われたところであるが、人事院勧告の取扱いについては、政府において検討が進められているものと承知しており、裁判所としては、その検討状況等について情報の入手に努めているところである。</p> <p>フレックスタイム制の拡充については、裁判所の組織の特殊性や職務の特性等も踏まえて検討するとともに、職員及び職員団体と誠実に対応していきたい。</p>
3	2 雇用と 年金の接続	<p>◎ 雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年延長を早期に実現すること。当面、フルタイム再任用の定員は別枠とするとともに、希望者全員の再任用を保障すること。</p>	<p>雇用と年金の接続に関しては、平成25年3月26日の閣議決定の趣旨を踏まえ、裁判所においても、裁判所職員の雇用と年金が確実に接続されるよう、再任用を行っているところであり、引き続き、適切に再任用が行われるよう努力していきたい。</p> <p>国家公務員の定年制の在り方等について、職員が強い関心を有していることは十分に認識しているが、国家公務員全体の問題として検討すべき事柄であることから、裁判所としては、引き続きその検討状況を注視し、情報収集に努めていきたい。</p>
4	3 非常勤 職員の処遇 改善	<p>◎ 非常勤職員の賃金・労働条件の改善をはかり、均等待遇と雇用</p>	<p>非常勤職員については、平成21年4月から給与の取扱いを見直し、さらに、平成23年1月からは、日々雇用の非常勤職員の雇用形態を見直し、一定の要件の下期末手当に相当する給与を支給するように取扱いを見直し</p>

番号 大項目 中項目 回 答

の安定をはかること。

たところである。

また、休暇等についても、平成21年10月から忌引き休暇及び病気休暇を取得できる職員の範囲が拡大されたほか、平成23年4月からは、一定の要件を満たす非常勤職員について、育児休業・育児時間・介護休暇を取得することができるようになったことに加え、平成27年4月から、人事院が夏季における弾力的な年次休暇の付与の運用を開始したことを受けて、裁判所としても、同様の運用を行っているところである。

今後とも、人事院の動向を見守り、人事院において何らかの見直しが行われる場合には、必要な見直しを検討していきたい。

5 4 労働基本権の確立、民主的公務員制度  
◎ 労働基本権の全面回復など憲法とILO勧告に沿った民主的公務員制度を確立すること。

公務員の労働基本権の在り方については、今後の政府の動向等を引き続き注視するとともに、今後、裁判所において具体的な措置を検討するに当たっては、裁判所の組織の特殊性や職員の職務の特性を踏まえながら、これまで同様、職員及び職員団体の意見を聴くなど、適切かつ誠実に対応していきたい。